匝瑳市情報公開審査会

目 次

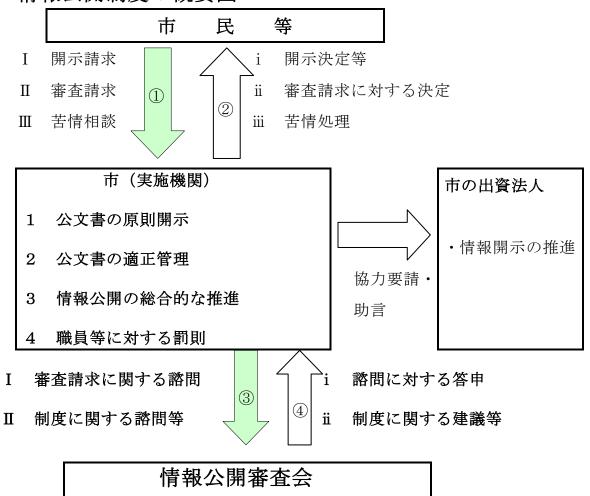
	ページ
匝瑳市情報公開制度の概要等について	
I 匝瑳市情報公開制度	• • • • 2
情報公開制度の概要図	
Ⅱ 匝瑳市の「公文書開示制度」の主な流れ	• • • • 3
Ⅲ 「匝瑳市情報公開審査会」の所掌事項等	• • • • 5
1 「匝瑳市情報公開審査会」の所掌事項	• • • • 5
2 開示決定に関する審査請求の調査審議	• • • • 5
(1) 審査請求制度の概要	
(2) 審査請求の調査審議の流れ	
審査請求の調査審議のフロー図	
参考 匝瑳市情報公開条例等の沿革	• • • • 8

匝瑳市情報公開制度の概要等について

I 匝瑳市情報公開制度

匝瑳市の情報公開制度は、「公文書開示制度」(注1)を中心的な制度とし、「情報提供制度」や「公文書の任意的開示制度」により、市の持つ情報を総合的に公開することをいいます。

情報公開制度の概要図



(注1) 公文書開示制度

「①開示請求者の求めに応じ、②実施機関の保有する公文書を開示する制度」のことをいいます(一般的には、この「公文書開示制度」をもって、情報公開制度とする場合が多い。)。

また、「①開示請求者の求め」によらず、②実施機関の保有する情報を市自らが「広報紙」、ホームページにより、情報発信していくことを「情報提供制度」といいます。

Ⅱ 匝瑳市の「公文書開示制度」の主な流れ

匝瑳市の「公文書開示制度」の主な流れは、次のとおりです。

開示請求者 (注2)

(1) 開示請求の受付(請求書の提出・送付)

公文書開示保有課に持参又は郵送により請求。



実施機関(注3)

(2) 開示の可否の決定・書面による通知

(不開示情報(注4)以外の部分を開示する決定を行い、原則として、開示請求があった日から15日以内に通知します。ただし、対象となる公文書(注5)が大量である場合等は、延長(45日以内)する場合があります。)



開示請求者

(3) 写しの交付に要する費用(注6)の支払



実施機関

(4) 開示の実施(閲覧・写しの交付)

開示は、原則として、公文書保有課において実施します。

なお、開示請求者の希望により、公文書の写し等の交付を郵送で行うことも できます。

(注2) 開示請求者

次のものをいいます。(匝瑳市情報公開条例(以下「条例」という。)第5条)

- ①市内に住所を有する者、②市内に通勤・通学する者、
- ③市内に事務所(事業所)を持つ者(団体)、④市税の納付義務者、
- ⑤市が行う事務事業に利害関係のある者(団体)

(注3) 実施機関

次の7つの執行機関及び議会をいいます。(条例第2条)

- ①市長、②病院事業の管理者、③教育委員会、④選挙管理委員会、⑤監査委員、
- ⑥農業委員会、⑦固定資産評価審査委員会

(注4) 不開示情報

開示請求に対して「開示」しない次の6つの情報のことをいいます。(条例第8条)

- ①法令等不開示情報、②個人情報、③法人等情報、④犯罪予防等情報、
- ⑤審議、検討等情報、⑥事務事業情報

(注5) 公文書

次の①~③の要件の全てに該当するものをいいます。(条例第2条)

- ①職員が職務上において、作成し、又は取得した文書等のうち、
- ②実施機関の「決裁、供覧その他これらに準じる手続」が終了し、
- ③当該実施機関が保有しているもの

ただし、次に掲げるものを除きます。

- ア 官報、公報、自書、新聞、雑誌その他不特定多数の者に販売することを目的 として発行されるもの
- イ 市の図書館等で、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として 特別の管理がされているもの

(注6) 写しの交付に要する費用

開示請求及び閲覧は、無料。

公文書の写し等の交付を受ける場合は、次の写し等の作成に要する費用を開示請求者が負担することになります。

種別	規格	金額
文書、図画及び写真	A3 判まで	1枚当たり10円
ビデオテープ及び		媒体持参の場合 無料
録音テープ		その他の場合 実費
ビデオテープ及び録音テ	A3 判まで	1枚当たり10円
一プ以外の電磁的記録		

参考 「公文書の任意的開示制度」

開示を希望する者が開示請求者に該当しない場合は、「開示請求」に代えて「開示の申出」の申請ができる。(条例第33条)。

ただし、この場合は、実施機関の決定に対し、審査請求をすることができません。

Ⅲ 「匝瑳市情報公開審査会」の所掌事項等

1 「匝瑳市情報公開審査会」の所掌事項

匝瑳市情報公開審査会(以下「審査会」という。)の主な所掌事項は、次のと おりです。(条例第23条)

- (1) 開示決定に関する審査請求の調査審議
- (2) 実施機関の諮問に応じて、情報公開制度の運営の重要事項に関する調 査審議又は情報公開制度の在り方についての建議

2 開示決定に関する審査請求の調査審議

審査会の中心的な所掌事項として、「審査請求」に関する調査審議があります。その概要は、次のとおりです。

(1) 審査請求制度の概要

- ア 開示請求者は、実施機関の開示決定等に不服がある場合は、その処分が あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、決定をした実施 機関に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。 (ただし、この期間であっても、処分があった日の翌日から起算して1年 を経過したときは、審査請求をすることはできない。)
- イ 審査請求があった場合は、実施機関は、その審査請求に係る公文書の全 部を開示する場合等を除き、「審査会」に諮問します。
- ウ 審査会は、諮問した実施機関に対し、審査請求に係る公文書の審査会に 提示することを求める等により、当該審査請求に関する調査や審議を行い、 その結果を諮問した実施機関に「答申」します。
- エ 答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重して、開示するかどうかを決 定し、その結果を当該審査請求人に通知します。

(2) 審査請求の調査審議の流れ

ア 審査請求人

実施機関に「審査請求書」の提出



イ 実施機関

公文書の全部を開示する場合等を除き、「匝瑳市情報公開審査会」に諮問



ウ 審査会

審査・調査・答申

- (ア) 審査会の権限(条例第26条)
 - ① 実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができます。
 - ② 実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の 内容を、審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、 提出するよう求めることができます。
 - ③ 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等に意見書又は 資料の提出を求めること等の必要な調査をすることができます。

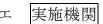
(イ) 審査請求人等の意見の陳述等

審査請求人等は、審査会に対して、① ロ頭による意見の陳述(条例第27条)及び② 意見書又は資料の提出(条例第28条)ができます。 また、審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができます。

(ウ) 審査会の調査審議手続の非公開 審査会の行う調査審議の手続は、公開しません。(条例第30条)

(エ) 答申書の送付等

審査会は、答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人に送付する とともに答申の内容を公表します。 (条例第31条)

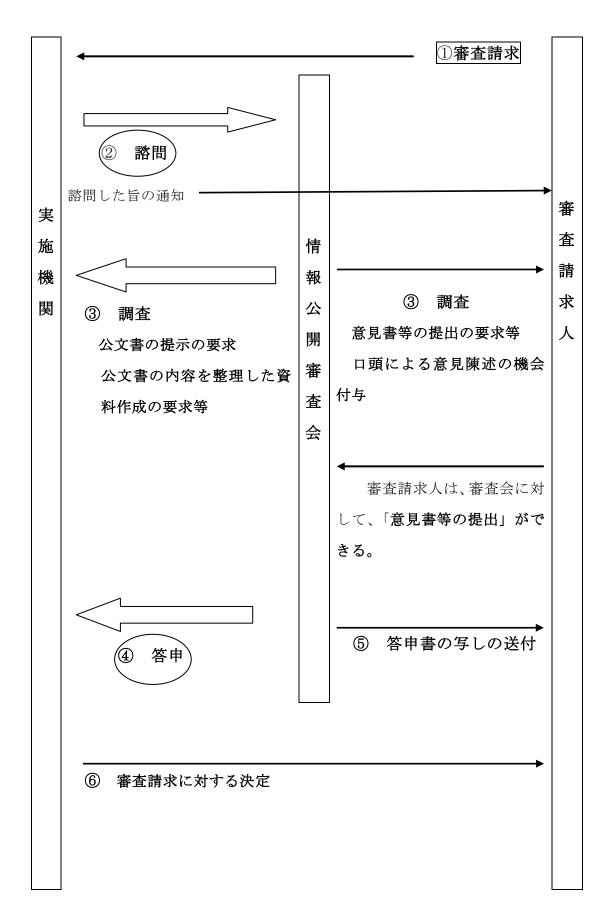


「審査会」の答申を尊重して開示するかどうかを決定し、通知します。



オ 審査請求人

審査請求の調査審議のフロー図



参考 匝瑳市情報公開条例等の沿革

年月	匝瑳市等	備考
63. 10		「千葉県公文書公開条例」の施行
11.7	「八日市場市情報公開条例」の施行	
13. 4	「 野栄町 情報公開条例」の施行	「情報公開法」の施行
	A DL 1-t- 3-4-	「千葉県情報公開条例」の施行
	合併協議	
	合併時は、「市長」が不在であるため、	
	合併前の両市町の条例の大幅な見直し をせず、両市町の条例の内容を匝瑳市に	
	スライドさせ、匝瑳市情報公開条例を制	
	定した。	
	→「情報公開法」等の施行に伴う公文書	
	の範囲等の改正は、匝瑳市で検討するこ	
10 :	ととなった。	
18. 1	合併	
	「 匝瑳市 情報公開条例」の施行	
18.3	「匝瑳市情報公開条例」の一部改正	
	→「指定管理者」の導入に伴う、指定管 理者の安全措置の追加	
19. 10	「匝瑳市情報公開条例」の一部改正	
10.10		
	→郵政民営化に伴い、「公務員」の範囲	
	から「郵政公社」の職員を除く改正	
24.4	「匝瑳市情報公開条例」の一部改正	
	→市民病院の地方公営企業法全部適用	
	への移行に伴い、条例の「定義」に病院	
	事業管理者を加える改正	
27. 4	「匝瑳市情報公開条例」の一部改正	
	→独立行政法人通則法の一部を改正す	
	る法律の施行に伴う、「公務員等」につ	
07.10	いての改正	
27. 10	「匝瑳市情報公開条例」の一部改正	
	→開示決定等の期限の改正	
28. 4	「匝瑳市情報公開条例」の一部改正	改正行政不服審査法施行
	→行政不服審査法の全部改正に伴う、不	
	服申立に関する事項の改正	